

新旧対照表

新	旧	備考
<p>2 役割</p> <p>(1) 地区包括への総合調整・<u>後方支援</u>を通じて、適切な事業運営を確保する。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>3 重点取組事項</u></p> <p>(1) <u>地域</u>の現状把握 地区包括及び各圏域の状況、課題、ニーズ等を把握するとともに、<u>地区包括が地域の状況等を把握できるように支援する。</u></p> <p>(2)</p> <p><u>(3) 地域課題への対応</u> <u>地域ケア会議の推進をはじめ、地域課題への対応を強化し、更なる地域づくりの促進を図る。</u></p> <p><u>4 実施方針</u></p> <p>(1) 地区包括の総合調整 ア 事業運営の充実 (ウ) 地区包括の事業計画が地域の課題や特性を反映した計画となるよう、<u>事業計画策定に際して基幹型包括が支援・助言等の支援を行う。</u></p> <p>イ</p> <p>ウ 適切な事業運営の確保 (5) 地域ケア会議推進事業 (ア)</p>	<p>2 役割</p> <p>(1) 地区包括への総合調整を通じて、適切な事業運営を確保する。</p> <p>3 期間 本運営方針による実施期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>4 重点取組事項</p> <p>(1) 地区包括の現状把握 地区包括及び各圏域の状況、課題、ニーズ等を把握し、その結果を踏まえて、全市的な現状を把握する。</p> <p>(2)</p> <p>(3) 地域との連携・協働の推進 地域の会議や取組等への参加を通じて、地域と地区包括とのネットワークづくりを促進する。</p> <p>5 実施方針</p> <p>(1) 地区包括の総合調整 ア 事業運営の充実 (ウ) 地区包括の事業計画が地域の課題や特性を反映した計画となるよう、支援を行う。</p> <p>イ</p> <p>ウ 適切な事業運営の確保 (5) 地域ケア会議推進事業 (ア)</p>	<p>文言の追加</p> <p>削除</p> <p>条項ずれ 項目の内容の変更</p> <p>項目自体の内容変更</p> <p>条項ずれ</p> <p>文言の追加</p>

新旧対照表

新	旧	備考
<p>(イ) 地域ケア個別会議、小地域ケア会議で把握した課題から、市全域の共通課題を抽出し、地域ケア推進会議で共有を図り、政策形成につなげていく <u>ことで個別事例及び地域における課題の解決を進める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>5</u> 取組結果の検証</p>	<p>(イ) 地域ケア個別会議、小地域ケア会議で把握した課題から、市全域の共通課題を抽出し、地域ケア推進会議で共有を図り、政策形成につなげていく。</p> <p style="text-align: center;">6 取組結果の検証</p>	<p style="text-align: center;">文言の追加</p> <p style="text-align: center;">条項ずれ</p>